

L E D照明機器取替工事 仕様書

1. 適用

本仕様書は「奈良県総合リハビリテーションセンターL E D照明機器取替工事」（以下「本工事」という）の施工に適用する。

2. 本工事概要

奈良県総合リハビリテーションセンターA棟・B棟・F棟の既存の照明器具をL E D照明機器に交換整備する。既に交換済機器は対象外とする。

交換対象等の詳細については、別添機器一覧表及び電灯プロット図を参照すること。

今回工事に必要な付帯工事一式を含む。

2. 履行場所

奈良県磯城郡田原本町大字多722番地

奈良県総合リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）

3. 履行期限

令和9年2月28日

4. L E D照明の規格品質について

- ①L E Dランプ、L E D照明器具及び付属品類は全て新品であること。
- ②L E Dランプ、L E D照明器具類は国内メーカー品であること。
- ③LED ランプ、LED 照明器具及び付属品類は、電気用品安全法に適合し、PSE 表示品（対象製品に限る。）であること。
- ④L E D照明に適用されている J I S規格に適合していること、またはこれと同等以上の性能及安全性を有すること。
- ⑤照明カバーはポリカーボネート製等、破損時の安全に考慮した材質とし、LED 特有の粒状感又はライン状の発光が目立たない均一な発光面であること。
- ⑥照明設備の照度は、J I S照度基準総則（J I S Z 9110）の基準を満たすこと。
- ⑦照明器具は、照度を含む照明性能及び機能について、既設照明器具と同等以上の性能を有する製品とすること。
- ⑧色温度については、既存色を基本としつつ、発注者の意向を確認の上、改修を図ること。
- ⑨L E D光源による不快感（グレア、フリッカー等）を低減する製品を使用すること。
- ⑩L E D照明により、他の機器類に高調波等の影響を与えない製品を使用すること。
- ⑪直管蛍光灯型 LED 照明は口金を G13 とし、バイパス工事を行う場合においては、電源内蔵型とし、給電方式は片側給電とする。
- ⑫G13 口金直管 LED 光源は、「AC 直結 G13 口金直管 LED 光源-安全規格(日本照明工業会規格 JLMA301:2020)」に準拠していること。
- ⑬手術室等で使用する LED 照明については、EMC 国際規格 CISPR11、CISPR15 及び CISPR32 に適合する製品であること。
- ⑭光源の定格寿命は 40,000 時間以上の製品とする。
- ⑮調光照明は、ライトコントロールを含めた器具交換を行うこと。
- ⑯既存の照明が防水、防滴、防護仕様の場合は、同じ内容で更新すること。

⑰LED ランプの作動保証温度範囲は－20℃～＋40℃を満たすこと。

⑱演色性は Ra80 以上とすること。

⑲照明器具は、製造中止後 5 年以上補修用性能部品の供給が可能な製品とすること。

5. 保証

- (1) 設置後 5 年以内に発注者の使用上の責任によらないものと認められる故障が発生した場合は受注者が無償修理又は代替え品の納入を行うこと。
- (2) 製品又は施工上の瑕疵により重大な故障が発生した場合は、受注者は無償で修理を行うこと。

6. 設置及び撤去について

本工事の施工については仕様書および共通仕様書、添付資料（照明器具一覧、図面等）の内容を遵守すること。

- (1) 施工については必ず有資格者（電気工事士）が行うこと。
- (2) 工事契約後 7 日以内に工事工程表と施工体制表を提出すること。
- (3) 結線の切替や必要に応じ安定器の取り外し処置などを行うとともに、点灯確認（施工前）、点灯試験（施工後）を行うこと。
- (4) 分電盤の分岐回路ごとに施工前後の絶縁を測定し、施工後によって絶縁劣化がないことを確認すること。
- (5) 照明分電盤の各分岐回路について、施工前後の負荷電流を測定し、その結果を報告すること。
- (6) 停電を伴う作業を行う場合は、事前に発注者と協議し、承諾を得た上で実施すること。
- (7) 工事を行う場所ごとに施工前及び施工後の照度測定を実施し、測定位置及び測定結果を現地試験報告書として提出すること。
- (8) 作業中は災害の防止並びに騒音・振動等による周辺環境への影響を最小限に抑えるよう努めること。
- (9) 工事中に照明器具の不具合を発見した場合は、速やかに発注者へ報告し、発注者の指示に従うこと。
- (10) 作業に際しては、既存施設、施工済み部分等を汚染又は損傷しないよう適切な養生を行うこと。
- (11) 発生材のうち発注者へ引き渡すものを除き、撤去した照明器具等は廃棄物処理法その他関係法令に従い適正に処理すること。また、処理状況が確認できる書類を発注者の求めに応じ提出すること。
- (12) 工事に際して、当該作業に関連する部分の後片付け及び清掃を行う。
- (13) 作業者の健康管理と感染予防対策を留意の上、作業をすすめること。
病院入館時の検温・手指消毒に加え、検温結果と体調管理がわかるリストを報告すること。

7. 提出書類

- | | | | |
|-----|-------|--|-----|
| (1) | 着手前 | 工事工程表 | 1 式 |
| (2) | 着手前 | 作業従事者一覧（現場責任者及び作業者） | 1 式 |
| (3) | 工事完了後 | 工事完了届 | 1 式 |
| (4) | 工事完了後 | 写真（施工前、施工中、完了時） | 1 式 |
| (5) | 工事完了後 | 現地試験成績書（各部屋照度測定記録〔作業前、作業後〕） | 1 式 |
| (6) | 工事完了後 | 竣工図（照明配置、型式及び個数、照明識別〔非常回路と一般回路〕
がわかる図面。 | 1 式 |
| (7) | 工事完了後 | 更新後の照明器具一覧リスト（テキスト） | 1 部 |
| (8) | 工事完了後 | 更新後の照明器具一覧リスト（カラー姿図・型式及び仕様がわかるもの） | 1 式 |
| (9) | 随時 | 議事録 | |

(10) 随時 事故報告書

8. その他

- ①本仕様書にない事項及び工事の進捗上疑義が生じた場合には発注者と協議し、指示に従うこと。
- ②作業中においては、施設内の利用者、職員の安全を配慮のうえ行うこと。
- ③作業日程については、事前に打合せを行い、施設の業務に支障のないようにすること。
- ④本仕様書の内容に変更が必要となった場合は、発注者と受注者が協議の上、これを変更するものとする。
- ⑤ 本工事は、本特記仕様書のほか、別添「共通仕様書」の定めによるものとする。なお、本特記仕様書と共通仕様書の内容が相違する場合は、本特記仕様書を優先する。

共 通 仕 様 書

1 総則

(1) 疑義に関する協議

図面及び仕様書に内容の相違がある場合、特記のない場合または疑義が生じた場合には、発注者と協議する。

ただし、軽微なものについては発注者の指示に従う。

(2) 軽微な変更

現場の納まりまたは取合い等の関係で機器および材料の取付位置、または取付工法の変更などの設計変更を必要としない軽微な変更は発注者の指示に従う。

(3) 発生材の処理

発生材のうち、発注者に引渡しを要するもの以外はすべて構外に搬出し、関係法令等に従い適切に処理し、発注者に報告する。

2 工事関係図書

(1) 作業予定表

毎日の作業予定は作業前に作業内容、作業予定人数等を記入して提出する。

(2) 作業写真

工程ごとに写真を撮影し、整理して提出する。

3 現場監理

(1) 施工中の安全確保および環境保全

作業に伴う災害の防止ならびに騒音・振動等の影響が生じないよう周辺環境の保全に努める。

また、火気の使用や溶接作業等を行う場合は、「火気使用願」を提出し、発注者の立会いを受ける。

(2) 作業時間

作業時間は、原則として土曜日、日曜日及び祝日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。

ただし、作業により業務に支障を来すと発注者が認める場合は、発注者が指定する日時に作業を行うものとする。

(3) 養生

既存施設部分、修理目的物の施工済み部分等について、汚染または損傷しないよう適切な養生を行う。

(4) 整理清掃跡片付け

工事に際して、当該作業に関連する部分の後片付け及び清掃を行う。

4 機器及び材料

(1) 機材の搬入

機材の搬入にあたっては、機材及び建築物その他設備に損傷を与えないよう留意し、適宜これらを養生しながら行う。

建築物その他設備に損傷を与えた場合はすべて受注者の責任において対処する。

(2) 機材の検査

現場に搬入した機材は、種別ごとに発注者の検査を受ける。

(3) 機材の色等

機材の色等については発注者の指示を受ける。

5 施工

(1) 施工

施工は、設計図書等に従って行うが、これらに明示していない事項でも、施工上技術上当然必要と認められる事項については、受注者の責任において行う。

(2) 施工の立会い等

作業を行う場合、発注者の立会いを受ける。

また、施工にあたって、はつり等で建築物又は工作物等に現状変更等の必要のある場合は、発注者の承諾を受けるとともに発注者の立会いを受ける。

(3) 施工の検査等

一工程の施工を完了したときまたは発注者により指示された場合は、発注者の検査を受ける。

また、施工後に検査が困難な箇所を施工する場合並びに発注者が特に指示する場合は、発注者の立会いおよび検査を受ける。

6 検査及び提出図書

(1) 竣工検査

工事が完了したときは、担当係員の完成検査を受ける。

(2) 提出図書

①工事完了届 1 部

②試験成績書

③作業写真及び完成写真 各 1 部

詳しくは仕様書による。

7 その他

- (1) 図面及び仕様書に記載のない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事標準仕様書（各建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）（令和 7 年版）によるものとする。